

令和6年度個人情報保護制度の運用状況について

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 個人情報開示請求件数及び処理状況

(根拠規定) 個人情報の保護に関する法律第76条

実施機関	請求件数	処 理 状 況						不服申立 件数	
		全部開示	部分開示	全部非開示	情報不存在	存否応答拒否	取り下げ		却下
広域連合長	20	19	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	20	19	1	0	0	0	0	0	0

2 個人情報の訂正請求・利用停止請求及び是正申出

すべての実施機関（広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会）において、条例に基づく請求（申出）は行われませんでした。

3 目的外利用及び第三者提供の状況

(根拠規定) 個人情報の保護に関する法律第69条第2項

号	目的外利用及び第三者提供の状況	件数
1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	187
2号	行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	0
3号	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	14
4号	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。	0
合 計		201